

単位互換制度の運用に係る 基本的な考え方

(令和元年8月13日付け元文科高第328号別添4)

現行の単位互換制度について

- 『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』（平成30年11月26日中央教育審議会）における提言を受けて、「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」を整理し、令和元年8月13日付けの高等局長通知で周知したところ。

3. 多様で柔軟な教育プログラム

（多様で柔軟な教育プログラム）

また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。

<具体的な方策>

大学間の連携による教育プログラムの多様化

○ 大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設する必要がある。一方で、他大学等の単位を一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る「単位互換制度」が設けられており、その具体的な運用は各大学の判断に委ねられている。

単位互換制度が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、基本的な考え方を改めて明示する。

- 単位互換制度に関する解釈の明確化により、教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応等の取組が進むことが期待される。

単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について

1 単位互換制度の概要と経緯

大学は、学生に対する教育を実施する際に、すべての局面にわたって責任を有すべきことは当然であるものの、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。

大学院

単位互換における単位の上限数 : 10単位

〔 修了要件としての修得単位 : 30単位 〕

【参考】

①単位互換における単位の上限数 : 10単位
(留学等の場合を含む)

②入学前に他大学において修得した : 10単位
単位の認定の上限数

③研究指導委託の制度を有する
(修士課程においては、1年を超えない範囲)

大学

単位互換における単位の上限数 : 60単位
(大学設置基準第28条)

〔 卒業要件としての修得単位 : 124単位 〕
(医学・歯学・薬学・獣医学に関する学科を除く)

【参考】

①単位互換における単位の上限数
(留学等の場合を含む)

②大学以外の教育施設等における
学修による単位の上限数

③入学前に他大学において修得した
単位等の認定の上限数

合わせて
60単位

昭和46年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：30単位まで（卒業要件である124単位の概ね4分の1）
修士課程：10単位まで（修了要件である30単位の3分の1）
博士課程：20単位まで（修了要件である50単位の2.5分の1）

○特に学問の専門分化の度合いの高い大学院において単位互換の要請が強いと考えられた。

昭和49年
大学院設置基準
制定

【単位互換】修士・博士課程：10単位まで（修了要件である30単位の3分の1）

○博士課程はその目的性格からみて、教育研究指導の在り方を単位制度で強く制約することが必ずしも適当でないとの観点から、博士課程の修了に必要な所要単位数は50単位から30単位に改められた。

○併せて、他大学院における学修の単位認定の上限も、10単位までと改められた。

昭和54年
大学局長通知

【既修得単位】

学部段階：他大学における入学前既修得単位を30単位を上限として認定可能となった。

昭和57年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：大学に加え、短期大学における学修も大学において認定可能となった。

昭和57年
大学局長通知

【既修得単位】学部段階：大学に加え、短期大学における学修も大学において認定可能となった。

平成3年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：大学以外の教育施設等における学習成果が単位認定の対象となった。

【既修得単位】

学部段階：大学設置基準として、入学前既修得単位を30単位を上限として認定可能である旨規定した。

平成5年
大学院設置基準
改正

【既修得単位】

修士・博士課程：他大学における入学前既修得単位を10単位を上限として認定可能となった。

○生涯学習社会の進展、技術革新の加速化等を背景として社会人の再教育など大学院に対する要請の一層の高まりに応えるため。

平成11年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：30単位まで

【入学前既修得単位】学部段階：30単位まで

⇨ 学部段階：合わせて60単位までに改正

○学生の選択の幅を広げ、国内及び海外の大学間のより一層の連携・交流を可能とする観点

2 多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応

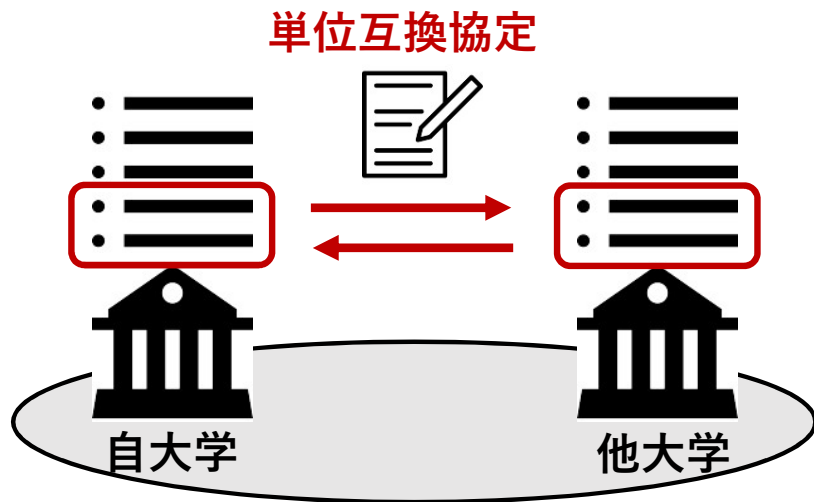
【単位互換協定等で事前に予定されていなかった学修に係る単位認定】

- 単位互換が認められる学修は、大学間での協議や単位互換協定等によりあらかじめ具体的に計画された範囲での学修に限定されるものではなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた学修についても、当該学生からの申請に応じて、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえた判断において、教育上有益と認めるときは、単位認定をすることは差し支えないこと。
- そのような運用を行う場合にあっては、他大学の授業科目の履修と単位認定を希望する場合にはあらかじめ大学等に相談するべきことや大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえた判断によっては単位認定がなされない場合もあることなどについて学内規則等において取扱いを明らかにしておくべきこと。

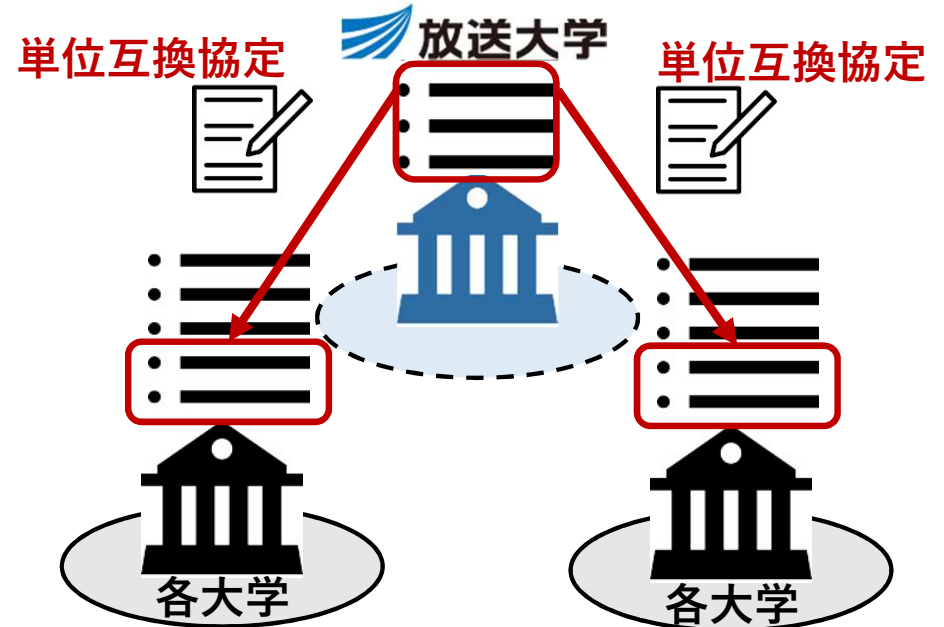
【コンソーシアムや大学連合等における複数大学間での単位認定】

- 複数大学間でコンソーシアムや大学連合等を構成して、複数大学間での単位互換を行う場合にあっては、2大学間での単位互換に準じて、あらかじめ参加大学の間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議し、単位互換協定等を締結することが望ましいこと。

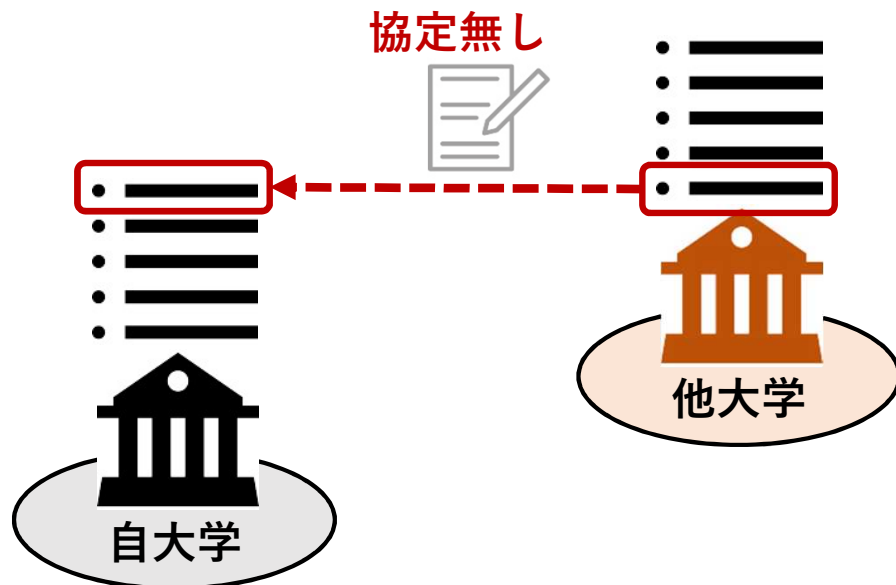
制度創設時に想定されていた2大学間の単位互換



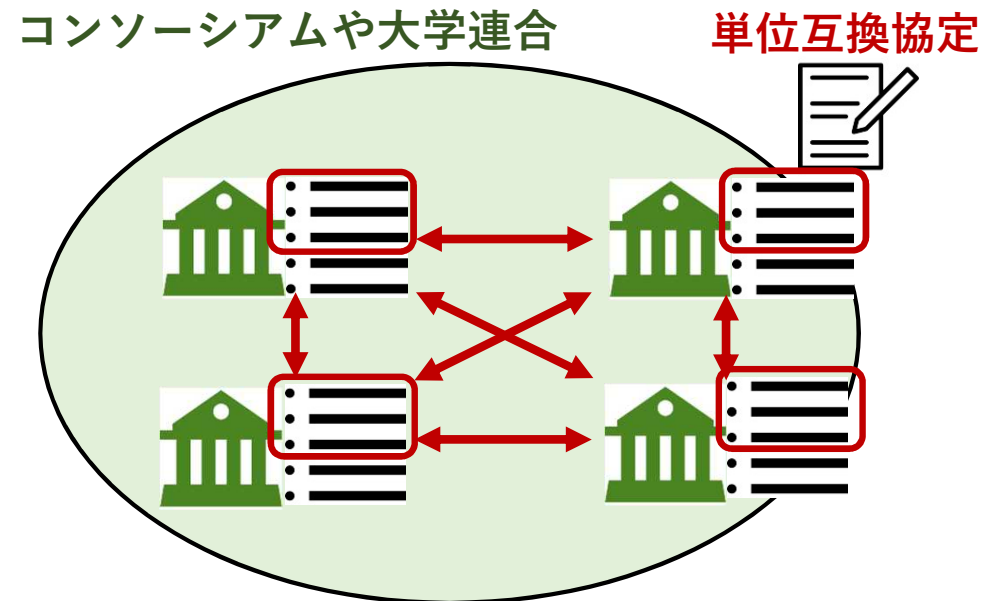
各大学と放送大学との2大学間の単位互換



協定の無い他大学との2大学間の単位互換



複数大学間の単位互換



3 教育課程上の位置付けに応じた単位認定の基準と方法

- 学生が他の大学等において授業科目を履修して修得した単位等を自大学の単位として認定できるかの個別具体の判断については、各大学等において適切に判断されるべきものであり、具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、授業科目の教育課程上の位置付けに応じて以下のように取扱うことができると考えられる。
- なお、単位認定を行うに当たっては、単位認定をしようとする他の大学等の授業科目が、自大学の教育課程に即したものであることが前提なる。

✓ 必修科目

必修科目（卒業要件として単位の修得が義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定ができると考えられること。

✓ 選択科目

選択科目（卒業要件として特定の科目群の中から選択して単位を修得することが義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さないと考えられること。

✓ 自由科目

上記の必修科目及び選択科目以外の全学開講科目や他学部開講科目等から学生の選択により履修する自由科目のうち、卒業要件として一定の単位の修得が義務付けられているものについては選択科目と同様に取扱うこととし、卒業要件とはされていないものについては必ずしも自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係を要さないと考えられること。

※60単位を超えない範囲で単位互換が可能

	必修科目 (習得が義務付けられる科目)	選択科目 (特定の科目から選んで修得することが義務付けられる科目)	自由科目 (自由に選択できる科目)	
教育課程上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目 複数の選択肢の中から学生の選択により履修する科目 選択の自由は認められるが、一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 卒業要件に必要ではない科目
単位互換における取扱 ※自大学の学位プログラム毎のCP・DPに即したものであることが前提。	<ul style="list-style-type: none"> <u>他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の場合は、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>他大学の授業科目が、自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の場合は、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係が無くても認定</u>

4 大学設置基準第19条第1項の「自ら開設」の原則との関係

- 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条第1項等の「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」との規定については、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知（19文科高第281号））の第一（2）三において、「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨である」とされている。
- この「自ら開設」の原則に照らせば、単位互換制度の活用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学等の授業科目をもって代替させるような取扱は許されない。なお、ここでいう「通常必要とされる授業科目」とは、必要最小限（卒業要件単位数）の授業科目という意味ではなく、教育内容の豊富化や多様な学修ニーズに対応し、学生の選択の幅を確保できるだけの授業科目を開設する必要があることに留意が必要であること。その際、他の大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設するような運用は不適切であること。
- 他方、本原則は各大学が開設する独自性・特殊性の高い授業科目を含む学生が履修する全ての授業科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではなく、教育の豊富化等の観点から2及び3のとおり運用を行うことについては、「自ら開設」の原則に抵触するものではないこと。